

内閣府  
○財務省令第 号  
経済産業省

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第六十条の六第一項第二号及び第三号の規定に基づき、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三  
財務大臣 麻生 太郎  
経済産業大臣 梶山 弘志

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

内閣府  
経済産業省・財務省  
経済産業省  
平成二十年財務省令第一号

）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
<p>(心身の故障のため商工組合中央金庫電子決済等代行業に係る職務を適正に執行することができない者等)</p> <p>第八十九条の八の二 法第六十条の六第一項第二号ロ(1)に規定する主務省令で定める者は、精神の機能の障害のため商工組合中央金庫電子決済等代行業に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> <p>2 法第六十条の六第一項第三号ロに規定する主務省令で定める者は、精神の機能の障害により商工組合中央金庫電子決済等代行業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p>	<p>「条を加える。」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

## 附 則

この命令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月十四日）から施行する。